



ご存じですか？ 保育所等訪問支援

作成者 株式会社SLC ことばと発達の相談室
<https://kotoba-consult.com/>





保育所等訪問支援とは？

障がいや発達に課題のあるお子さんが普段通っている集団の場（例：保育園・幼稚園・認定こども園、小学校など）で安心して過ごせるように、専門スタッフが現場を訪問して支援する福祉サービスです。

平成24年4月（2012年）にインクルージョン（共生社会）の実現を目的として創設され、障がいのある子どもの地域社会への参加と包括を促す目的を有しています。

支援の対象は18歳未満のお子さんで、診断の有無にかかわらず集団生活で専門的支援が必要と認められれば利用できます。

例えば、発達が気になるお子さんや、保育所・学校で集団適応に困りごとがあったり、学習面の困難さを抱えるお子さんも対象になります。

利用には自治体から交付される「通所受給者証」が必要ですが、取得時に障害の診断書や手帳は原則不要です。

支援内容の概要

支援員（訪問支援員）は保護者からの依頼を受けて、お子さんの通う施設（園・学校）を訪問し、クラスなど集団の中でのお子さんの様子を観察・分析した上で、支援計画を立てます。支援には大きく分けて以下の二つがあります。



直接支援

支援員がお子さん本人に直接かかわる支援です。例えば活動中にそばについてサポートしたり、お子さんに合った声かけやコミュニケーションを取りながら集団活動への参加を促したりします。必要に応じて個別の練習やスマールステップで集団参加の練習をすることもあります。



間接支援

お子さん以外の周囲の大人や環境に働きかける支援です。支援員が施設の保育士・教師などと情報を共有し、お子さんの特性に合わせた接し方のアドバイスを行ったり、教室の環境調整（例：席順や視覚的支援ツールの導入など）を提案したりします。支援員がいない時間帯でも、お子さんにとって適切な対応が継続できるよう、スタッフへの助言やフォローを行います。また、訪問後には保護者にも支援内容の報告や家庭での対応アドバイスを行い、家庭・施設が一体となってお子さんを支えるようにします。

※「保育所等訪問支援」の名称に「保育所」が含まれますが、訪問可能な場は保育園だけでなく幼稚園、小学校、放課後児童クラブ（学童保育）、中学校、高校、特別支援学校、乳児院・児童養護施設など多岐にわたります。

教育委員会による巡回相談との違い

巡回相談（教育委員会）

福岡県や各市町村の教育委員会では、特別支援教育コーディネーターや言語聴覚士などの外部専門家、特別支援学校の教師など専門家が園や学校を巡回し、発達に課題のある児童について相談・助言を行う「巡回相談」を実施しています。

従来からあるこの行政主体の巡回相談（教育相談）は、施設側（園・学校）の要請に基づいて専門家を派遣し、主に間接的な助言支援を行うものです。具体的には、巡回相談員（教育委員会から委嘱された専門家）が対象児の保育・指導内容に関するアドバイスを提供し、施設スタッフがそれともとに対応策を講じる形になります。一人の児童に対して年に数回程度の訪問で、一度きりの観察で助言を受けるケースが多く、支援は概ね短期的・助言中心です。

保育所等訪問支援サービス

一方で保育所等訪問支援サービスは、保護者の申請によって開始される福祉サービスであり、支援員が継続的かつ直接的にお子さんと関わりながら支援する点で巡回相談と性質が異なります。

支援員は対象児の状況を把握した上で定期的に訪問し、現場で実際にお子さんをサポートしつつ、モデルとなる関わり方を示すことで施設スタッフに支援スキルを伝えていきます。

つまり、巡回相談が「専門家のアドバイスを受けて施設が対応する」間接支援なのに対し、保育所等訪問支援は「専門家が直接支援しながら施設と協働する」実践的支援と言えます。

行政の巡回相談がスポット的・助言的支援であるのに対し、保育所等訪問支援は法定の給付サービスとして位置づけられており、必要と認められれば地域格差なく利用できる点も特徴です（※巡回相談は自治体事業のため実施状況に地域差があります）。両者は目的こそ共通する部分がありますが、開始経緯（施設依頼か保護者申請か）や支援の深さ・頻度が異なることを押さえておきましょう。

支援にあたる専門職と支援内容

訪問支援を行うスタッフ（訪問支援員）には、障害児支援の知識と経験を持つさまざまな専門職が携わります。**基本的には児童指導員や保育士など児童福祉分野の資格者が中心**ですが、児童・生徒の特性や支援内容に応じてリハビリ専門職や心理の専門職が関わることもあります。例えば以下のような専門スタッフが配置されます。

言語聴覚士（ST）

ことばとコミュニケーションの専門家です。言語発達障害、構音障害、学習障害などを抱える児童や生徒に専門的な見立てと支援を行います。言語理解や発語を促す遊び・トレーニングを行ったり、集団生活で意思伝達がしやすくなる工夫を提案します。例えば指示が通りにくいお子さんには視覚支援（絵カードやジェスチャー）を取り入れる、発音が未熟なお子さんと言葉の練習をする、友達との会話が苦手なお子さんに対人スキルを教える、といった支援です。必要に応じて嚥下（飲み込み）や食事指導も行い、ことばと食事面からお子さんの集団適応を支援します。言葉が遅い子や自閉症スペクトラムなどでコミュニケーションが難しい子どもへの支援ニーズは高く、言語聴覚士が現場で適切な関わり方を示すことで、先生方も日常の中で取り入れやすい支援方法を学ぶことができます。

作業療法士（OT）

感覚・動作面の専門家です。手先の巧緻性（工作や書字動作）、身体のバランス感覚や感覚過敏への対応など、日常生活動作や遊びへの支援を行います。集団生活の中で「じっと座っていられない」「落ち着かない」「手先が不器用で集団活動についていけない」等の課題がある場合に、作業療法士がお子さんの感覚統合を促す遊びを取り入れたり、椅子に安定して座るためのクッション利用を提案したりします。環境調整（音や照明、教室レイアウトの工夫）によってお子さんが過ごしやすい場づくりを支援するのも作業療法士の役割です。

岐阜県飛騨市では行政を挙げて「学校作業療法室」の活動を推進しています。文科大臣をはじめとする国会議員だけでなく全国各地の教育委員会の視察が盛んに行われています。

公認心理師・臨床心理士等（心理担当職員）

こころの専門家です。お子さんの行動面・情緒面の背景に専門的な視点からアプローチします。心理検査等を行い発達特性を評価した上で、集団生活で見られる問題行動への対応方法を助言します。例えば友だちとのトラブルが多いお子さんに対し、対人関係スキルを育てる遊びを取り入れたり、情緒不安定さが見られるお子さんに対し心の安定を図る関わり方（肯定的な声かけ、褒め方の工夫等）を提案したりします。心理職は保護者のメンタルケアや相談対応を担うこともあります。

理学療法士（PT）

からだの動きの専門家です。主に肢体不自由のあるお子さんや運動発達がゆっくりなお子さんに対して、基本的な運動機能の向上を図る訓練や、安全に集団活動へ参加するための助言を行います。

必要に応じて移動や姿勢保持の用具選定について学校と相談したり、体育・遊びの時間に本人に合ったサポートを検討します。※筑後地区では理学療法士の訪問ニーズは多くない傾向にありますが、必要な場合には県南地域のリハビリ専門職とも連携して支援します。

これらの専門職以外にも、場合によっては特別支援教育の知識を持つ教員OBや保健師などが加わることもあります。

いずれにせよ、保育所等訪問支援ではお子さんのニーズに合わせて**多職種チームで支援に当たります。**

筑後地区でも、言語聴覚士をはじめとする専門スタッフが各園・学校を訪問し、包括的な支援提供に努めています。

利用手続きと費用負担

H

利用までの流れ

保護者が市町村の福祉窓口に相談・申請する必要があります。

市町村はお子さんの状況を確認した上で受給者証の発行を行い、その後支援を提供する事業所が決定します。

事業所の相談支援専門員等が保護者や施設と面談して具体的な支援計画を立案し、受け入れ先である保育所・学校とも日程調整を行った上でサービス開始となります。

筑後地区では市町村（例：筑後市、八女市、柳川市など）の障がい福祉担当課が窓口となっています。不明な点があれば各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

○

費用負担

児童福祉法に基づく給付サービスのため、費用の9割は自治体負担で、利用者（保護者）の自己負担は原則1割です。1回あたりの自己負担額はおよそ1,000円前後が目安となっています。

月に複数回利用する場合でも、所得に応じて月額負担上限額が定められており、低所得世帯では0円、中所得層でも月約4,600円が上限となっています。したがって経済的な負担を心配せずに継続利用できます。また、受け入れ先の保育所・学校側の費用負担は一切ありません。施設は公的サービスとして支援員の訪問を受け入れるだけです。。

□

利用頻度と期間

支援の頻度や期間はお子さんの状況に応じて市町村が支給決定時に定めます。一般的には月1～2回程度の訪問利用が想定されていますが、緊急度が高い場合などは月4回といった高頻度の支援も認められることがあります。逆に支援が進み環境調整が整った場合には、徐々に利用回数を減らすケースもあります。訪問1回あたりの支援時間も柔軟で定めではなく、目安として1～2時間程度（直接支援の場合）、関係者との打ち合わせ等の間接支援では1時間程度が一般的です。支援期間はお子さんの成長に合わせて見直され、必要に応じて就学前から小学校、その先まで継続可能です（年度ごとに支給決定の更新あり）。

先生方と共有しておきたいこと



受け入れにあたっての姿勢

保育所等訪問支援は、お子さんの集団適応をみんなで支えるための「チーム支援」です。訪問支援員は決して園や学校の保育・教育を批判しに來るのではなく、現場の先生方と協力してお子さんを支援する「パートナー」です。まずは園・学校のご協力と温かい受け入れがあってこそ効果的な支援が実現します。



事前の打ち合わせと情報共有

支援開始前に、保護者を交えた三者（保護者・施設・事業所）でお子さんの現状や支援目標について打ち合わせを行うことがあります。その際、園・学校側で感じているお子さんの困りごとや、すでに講じている配慮事項などがあれば積極的に共有してください。現場の生の情報は支援計画を立てる上で非常に貴重です。また支援員は守秘義務を遵守します。個人情報を含む相談も安心して行ってください。



スケジュール調整

訪問日は原則として事前に調整の上で決定します。園や学校行事の予定、授業の時間割等を考慮し、支援しやすい時間帯（例えば保育園なら午前中の活動時間、小学校なら特定の教科や休み時間など）に訪問できるよう日程を組みます。可能であれば週〇曜日の〇時台に定期訪問といった形で継続した方が、お子さんも支援員もリズムが作りやすくなります。日程調整へのご協力を願いいたします。



当日の協力事項

支援員がお子さんの様子を観察・支援できるよう配慮をお願いします。具体的には、クラスへの受け入れ説明（他の子にも「先生がもう一人来るよ」等事前に伝える）、記録への協力（必要に応じて連絡ノートやチェックリストへの記入）、支援員との振り返り時間の確保（訪問後に数分でもお話しできる時間を取る）などがあると理想的です。結果や今後の方針を共有できると、お子さんへの支援がより統一されたものになります。



他の支援機関との連携

園や学校によっては、すでに教育委員会の巡回相談や特別支援教育コーディネーターからの助言を受けている場合もあるでしょう。その場合も、本サービスと併用することは可能です。それぞれの支援結果や助言内容を共有し、一貫性のある対応となるよう心がける必要があります。保育所等訪問支援の支援員は、お子さんの家庭と施設、さらには行政の相談機関等をつなぐ役割も担います。関係機関同士の連携を図り、地域ぐるみで児童・生徒を支える体制づくりを目指しています。



手続きや制度についての基本知識

最後に、園・学校側も本サービスの制度について基本的な知識を持っておくと良いでしょう。例えば「保育所等訪問支援は保護者の申請で利用できるサービスであること」「利用料金の保護者負担は原則1割で低所得なら無料であること」「自治体から指定を受けた事業所の専門職が訪問することなどです。これらを理解していれば、保護者から質問があった際にも適切に答えられますし、必要な場合に保護者へ利用を勧めることもできます。筑後地域の各教育機関で本サービスへの正しい理解が広がることで、支援が必要なお子さんとご家族に適切なサポートを届けることができるでしょう。

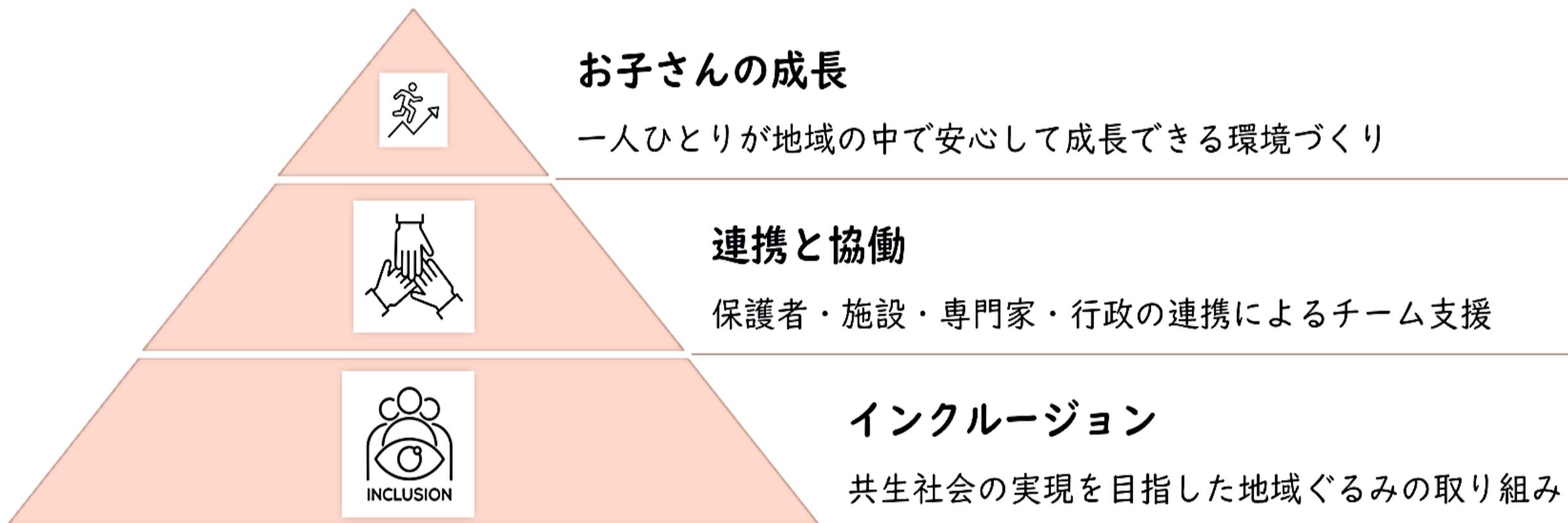
まとめ

以上が保育所等訪問支援サービスの概要とポイントになります。

筑後地区の幼稚園・保育所・学校の皆様におかれましては、本資料の内容をご参考にいただき、インクルーシブな保育・教育の推進にぜひお役立てください。

不明な点や詳しい相談は各市町村の担当部署や支援事業所までお問い合わせください。お子さん一人ひとりが地域の中で安心して成長できるよう、皆様と連携して支援を進めてまいりたいと思います。

インクルーシブな保育・教育の推進に向けて



幼稚園・保育所・学校の皆様におかれましては、本資料の内容をご参考にいただき、インクルーシブな保育・教育の推進にぜひお役立てください。不明な点や詳しい相談は各市町村の担当部署や保育所等訪問支援サービスを実施する事業所までお問い合わせください。

お子さん一人ひとりが地域の中で安心して成長できるよう、皆様と連携して支援を進めてまいりたいと思います。

参考資料

- ・こども家庭庁：保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）。
- ・こども家庭庁：保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）（詳細版①）。
- ・厚生労働省：保育所等訪問支援の効果的な実施を 図るための手引書、2017.
- ・厚生労働省：保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究、2016.
- ・厚生労働省：障害児通所支援の制度概要等、
- ・文部科学省：児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について、2012.
- ・文部科学省：学校教育と福祉の連携について、2020.
- ・文部科学省：教育・家庭・福祉の連携マニュアル（兵庫県教育委員会作成）、2021.
- ・国立障害者リハビリテーションセンター：保育所等訪問支援の概要
- ・西野将太：保育所等訪問支援事業の立場から、日本言語聴覚協会、2020.
- ・塩津裕康、大嶋伸雄、都竹淳也 ら著：すべての小中学校に「学校作業療法室」 飛騨市の挑戦が未来を照らす、クリエイツかもがわ、2024.
- ・一般社団法人 日本言語聴覚士協会ホームページ
- ・一般社団法人 日本作業療法士協会ホームページ
- ・公益社団法人 日本理学療法士協会ホームページ
- ・公益社団法人 日本公認心理師協会
- ・飛騨市公式ウェブサイト 学校作業療法室
- ・島根県発達障がい者支援サイト

保育所等訪問支援 評価資料 (小学校版)

【内容一覧】

- ・初回アセスメントシート
- ・記入例つきサンプル
- ・初回観察メモシート
- ・支援ポイントまとめシート

【対象】

小学校の教職員・支援担当者・訪問支援員向け

【作成日】

2025年4月1日

初回アセスメントシート

※ 当てはまる項目に□をしてください。また、各質問項目の後に目的（意図）を記載しています。

カテゴリ	項目	質問の目的（意図）	チェック欄
発達のようす	発達障害や知的障害などの診断を受けている	発達障害等の診断があるか確認	<input type="checkbox"/>
	発達に気になる遅れや偏りが見られる	年齢相応に発達しているかを把握	<input type="checkbox"/>
学習のようす	授業内容の理解や課題習得が難しい	学習面でつまずいている点を把握	<input type="checkbox"/>
	読み書きや計算など基礎学習が苦手	基礎的な学習技能の習得状況を確認	<input type="checkbox"/>
集団生活	友達とうまく関われないことがある	対人関係での困りごとを把握	<input type="checkbox"/>
	集団行動のルールを守ることが難しい	集団生活でのルール理解を把握	<input type="checkbox"/>
	集団内で不安やストレスを感じる様子がある	集団環境への適応状況を確認	<input type="checkbox"/>
コミュニケーション	自分の気持ちや考えを言葉で伝えにくい	表現面の課題を把握	<input type="checkbox"/>
	相手の言葉を理解するのが難しい	理解面の課題を把握	<input type="checkbox"/>
	会話のやりとりがうまくできない	会話のやりとりの状態を確認	<input type="checkbox"/>
行動面	注意集中や衝動のコントロールが難しい	注意力や落ち着きの状態を把握	<input type="checkbox"/>
	かんしゃくや攻撃的な行動が見られる	問題行動の頻度や強さを把握	<input type="checkbox"/>
	特定の物事への強いこだわりがある	こだわり行動の有無を確認	<input type="checkbox"/>
	危ないことでも怖がらず行動することがある	危険認識の程度を把握	<input type="checkbox"/>
健康・身体面	持病やアレルギーがある	健康面で配慮が必要な事項を確認	<input type="checkbox"/>
	運動や手先の動きが苦手	運動発達の程度を確認	<input type="checkbox"/>
	食事・排泄・着替えに支援が必要	身辺自立の状況を把握	<input type="checkbox"/>
	音・光・触覚など感覚が過敏または鈍い	感覚面での配慮の必要性を確認	<input type="checkbox"/>

【まとめ・特記事項】（自由記入欄）お子さんの全体的な様子や、特に伝えておきたいことがあればご記入ください。（例：好きなこと、苦手なこと、これまでにうまくいった支援方法など）

初回アセスメントシート 記入例

カテゴリ	項目	質問の目的(意図)	チェック欄
発達のようす	発達障害や知的障害などの診断を受けている	発達障害等の診断があるか確認	<input checked="" type="checkbox"/> (自閉スペクトラム症)
	発達に気になる遅れや偏りが見られる	年齢相応に発達しているかを把握	<input checked="" type="checkbox"/> (言語発達の遅れ)
学習のようす	授業内容の理解や課題習得が難しい	学習面でつまずいている点を把握	<input checked="" type="checkbox"/>
	読み書きや計算など基礎学習が苦手	基礎的な学習技能の習得状況を確認	<input type="checkbox"/>
集団生活	友達とうまく関われないことがある	対人関係での困りごとを把握	<input checked="" type="checkbox"/> (遊びに入れない)
	集団行動のルールを守ることが難しい	集団生活でのルール理解を把握	<input type="checkbox"/>
	集団内で不安やストレスを感じる様子がある	集団環境への適応状況を確認	<input checked="" type="checkbox"/> (朝の会で緊張)
コミュニケーション	自分の気持ちや考えを言葉で伝えにくい	表現面の課題を把握	<input checked="" type="checkbox"/> (単語で表現が多い)
	相手の言葉を理解するのが難しい	理解面の課題を把握	<input type="checkbox"/>
	会話のやりとりがうまくできない	会話のやりとりの状態を確認	<input checked="" type="checkbox"/> (質問に答えるだけ)
行動面	注意集中や衝動のコントロールが難しい	注意力や落ち着きの状態を把握	<input type="checkbox"/>
	かんしゃくや攻撃的な行動が見られる	問題行動の頻度や強さを把握	<input type="checkbox"/>
	特定の物事への強いこだわりがある	こだわり行動の有無を確認	<input checked="" type="checkbox"/> (時計を気にする)
	危ないことでも怖がらず行動することがある	危険認識の程度を把握	<input type="checkbox"/>
健康・身体面	持病やアレルギーがある	健康面で配慮が必要な事項を確認	<input type="checkbox"/>
	運動や手先の動きが苦手	運動発達の程度を確認	<input type="checkbox"/>
	食事・排泄・着替えに支援が必要	身辺自立の状況を把握	<input type="checkbox"/>
	音・光・触覚など感覚が過敏または鈍い	感覚面での配慮の必要性を確認	<input checked="" type="checkbox"/> (チャイム音を嫌がる)

【まとめ・特記事項】(自由記入欄) 記入例

- ・朝の集まりや全体行動で緊張する場面が見られる。個別活動や少人数では比較的落ち着いている。
- ・自分から話しかけることは少なく、必要最小限の発話が中心。
- ・時計の時間に強いこだわりがあり、チャイム音に過敏な反応を示す。
- ・友達とはまだ遊びに自然に加わることが難しい。

初回観察メモシート（例）

観察項目	気づいたこと・メモ
授業中の様子	(例)課題に取り組もうとするが指示通りづらく、手が止まる場面あり。
集団活動(朝の会、体育など)の様子	(例)朝の会では顔がこわばり緊張している様子。体育では笑顔も見られる。
対人関係(友達との関わり)	(例)自分から友達に話しかけることはほぼないが、呼びかけられると短く返答。
コミュニケーション(言語・非言語)	(例)単語単位の発話が多く、ジェスチャーも少ない。表情で気持ちを伝えようとする傾向。
行動面(集中・こだわり・危険行動など)	(例)チャイムが鳴る前から時計を何度も確認。
感覚面(音・光・触覚などへの反応)	(例)チャイム音に耳をふさぐ仕草が見られた。
その他特記事項	(例)休み時間は机に座ったまま過ごすことが多い。

【使い方】

- ・アセスメントと観察メモから必要な情報を下記の要領で整理
- ・初回支援会議、施設内共有、支援計画書のたたき台に活用
- ・支援を重ねながら適宜更新・修正を行う

支援ポイントまとめシート（例）

項目	内容（記入欄）
【対象児の氏名】	(例)山田 太郎
【学年・クラス】	(例)2年1組
【発達特性・診断名】	(例)自閉スペクトラム症(ASD)
【主な強み・得意なこと】	(例)図形パズルが得意、ルールを覚えるのが早い
【支援上の配慮が必要な点】	(例)集団活動への不安感、コミュニケーションの難しさ、感覚過敏(音)
【支援目標（短期）】	(例)朝の会で安心して座って参加できるようにする
【支援目標（中期）】	(例)必要時に自分の気持ちを簡単な言葉で伝えられるようにする
【具体的な支援方法】	①朝の会前に個別に流れを説明して安心させる②時間の見通しを絵カードやスケジュール表で示す③発話が難しいときは、選択肢を提示して応答しやすくする④チャイム時は耳栓やヘッドフォンを使うことを提案する
【環境調整・物的支援】	(例)チャイム音を和らげる配慮、教室内にスケジュール掲示
【保護者との連携事項】	(例)家庭でのスケジュール共有、安心できる言葉かけの工夫
【今後の観察・評価のポイント】	(例)朝の会参加時の表情と行動、友達との自然なやりとりの増加